

## 議 事 録

会 議 名	平成30年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成30年10月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫      2番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 相田孝      6番 福岡喜輝      7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥      北部地区 露木常夫 <div style="text-align: right;">合計9名</div>		
欠席委員	3番 中村基寛      中部地区農地利用最適化推進委員 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい    主幹：角田直幸    主査：広田智之    主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農地造成工事施工承認願について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成30年第10回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、1番 と 2番 を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号30号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷の農業振興地域内農用地の1筆です。当案件は、小谷農用地区域で営農している譲受人に所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯2人で農業に従事しており、ねぎ、白菜を作付けしています。また、トラクターや耕運機を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約1,200mで、徒歩で15分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日は欠席のため2番に併せて説明をお願いします。</p> <p>2 番：譲受人は娘と2名で耕作しており、作付け状況もきれいです。トラクターも所有しているので、不整地も解消されるので問題ないと思います。</p>		

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号30号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

会 長：続いて議案番号31号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号31号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端の農業振興地域内の1筆です。当案件は、同じ田端農用地区域で営農している譲受人に所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯4人で農業に従事しており、米、メロン、露地野菜を作付けしています。また、トラクター、コンバイン、管理機を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約300mで、徒歩で5分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。

5 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。譲受人は従事者4名で田畑を耕作しており、作業受委託で他の田も耕作しているので農地法上問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日事務局と現地調査に行ってきました。譲受人は田を効率的に耕作しているので、遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号31号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は、古紙回収ステーションの設置であり、予定地は市街化調整区域ですが、市街化区域に隣接しており多くの需要が見込まれるため、申請地を所有者との間で土地賃貸借契約が結ばれるはこびとな

り、譲受人が転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため併せて説明をお願いします。

7 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。周囲は資材置場であり、他の農地に影響はないので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号32号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて日程第3非農地証明願について議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和48年に申請者の夫が農地転用を要することを知らないまま住宅を建築したもので、申請人が相続することになり無断転用していたことが分かったものです。当地は市街化区域から連たんしている第3種農地で、かなり以前から住宅が建てられており、農地としての実体がなく農地に復元するのは困難と思われます。また、相当前から宅地として存在しており、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。現地は古くから家が建っていて、農地とは言えない状況でした。農地の復元は不可能ですのでいたしかたないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号33号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4、農地造成施工承認願について、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号34号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり岡田地区の農業振興地域内にあります農用地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、ネギ、

小松菜等を耕作することを希望しています。当該地北側と南側の農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。田に盛り土をして畑にするとのことで、土留めも施工するなど被害防除も行うので問題ないと思います。ただし、申請地は私設の暗渠排水管が埋設されており、周辺の生産者が利用しているので、破損すると多くの生産者に迷惑をかけることとなります。そのため、施工承認書を交付する場合は、ひとつは、暗渠排水管に影響がないように注意して施工すること。ふたつめは、機能に影響が出た場合は現状に復することの2点を追記してほしいと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

北部地区農地利用最適化推進委員：暗渠排水管が機能しなくなった場合、隣地だけでなく、その上流まで影響が及ぶことになるが、上流の生産者にも承諾をもらっていますか。

事務局：隣地の生産者のみ承諾書が付されています。

北部地区農地利用最適化推進委員：以前別の地域で農地造成が行われた時、施工業者が暗渠排水管を破損してしまい、逃げてしまったケースがあるのでこの案件は慎重に進めた方がよい。これは地域の問題になるので、地域の代表者である生産組合長の承諾書を提出させるか、生産組合長で責任が持てないようなら、生産組合で会議を開いてそこで承諾をしてもらわないと審議が出来ないでしょう。

事務局：その地域の代表として農業委員が選出されているのですが、より慎重に進めるという趣旨で、生産組合の承諾をもらうことは一つの方法であると考えます。

2 番：この周辺は川の近辺で土壌がよくないので悪影響が出る可能性があります。

北部地区農地利用最適化推進委員：土壌がやわらかいので、土を盛ってしずむと、他の農地が盛り上がるなど悪影響が出る可能性があり、暗渠排水管にいつ影響が出るか予測が付きません。

5 番：私も反対です。暗渠排水管にどのような悪影響が出るか予測がつかないし、申請地の周辺では水稻でがんばっている人が多いので、1反埋めると他の生産者のやる気が損なわれ、土盛りが連鎖する可能性があります。

事務局：この案件については、問題があり慎重に進めなければならないことは理解しました。ひとつ提案ですが、これは地域の問題でもありますので生産組合長の承諾書を提出させたいうえで、改めて11月の定例総会に上程するというのはいかがでしょうか。また、今回の案件は申請人の体調が悪く、田だと管理が難しいから畑にしたいとの経緯でございますので、もし否決になるようなら代わりに耕作してくれる人を地域で話あっていただけませんか。

会 長：事務局から提案がありました。審議継続ということで来月あらためて上程したいと思いますがいかがでしょうか。

委 員：異議なし。

7 番：隣地の耕作者が代わりに耕作してくれるように話をしてみます。

会 長：では本議案は11月に再度上程するというので、先に進めたいと思います。次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号118号から122号の5件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号123号から125号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

	<p>事務局：(報告118～125号を朗読)  いづれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。  最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。  (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成30年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成30年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 隆夫 議事録署名人 大久保 泰明

本議事録は、平成30年11月27日、承認・署名を得て確定しました。